

平成 29 年第 2 回青森市議会定例会提出案件（本会議 3 日目提出）

件 名		提出 件数
諮 問	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について <p style="text-align: center;">計</p>	6
合 計		6

○ 諮 問

諮問第 2 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 28 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 28 年 4 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

諮問第 3 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 229 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 28 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 28 年 5 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 2 項

諮問第 4 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 28 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 28 年 5 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

諮問第 5 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 229 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 28 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 28 年 6 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 2 項

諮問第 6 号

下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 28 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成 28 年 6 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

諮問第 7 号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 229 条第 2 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 28 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。

徴収処分の内容 平成 28 年 7 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 229 条第 2 項